

電子処方箋について

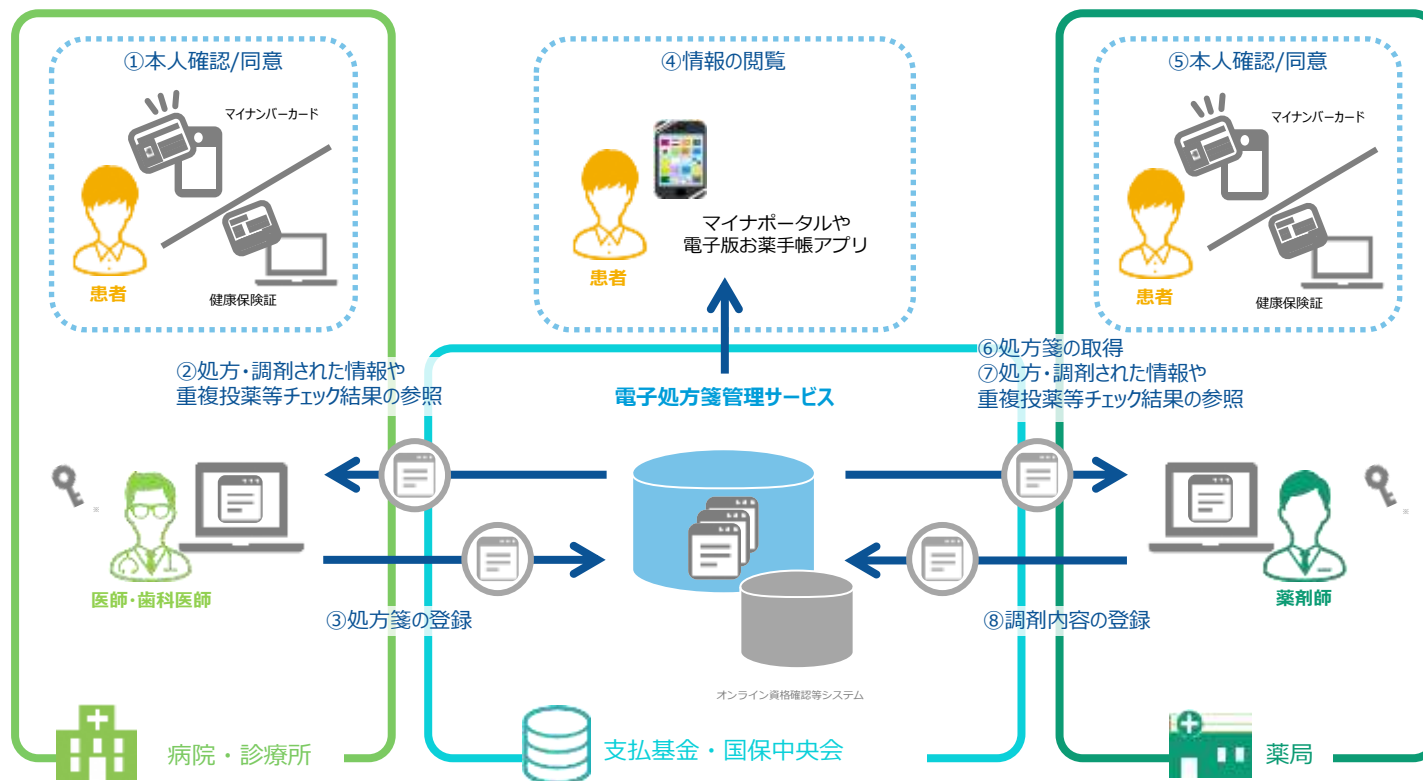
令和 5 年 3 月 29 日

医薬・生活衛生局 電子処方箋サービス推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

電子処方箋の導入状況

- 1月26日から電子処方箋管理サービスの運用開始。現在、1,808施設（病院7、医科診療所93、歯科診療所5、薬局1,703）（3/19時点）で稼働中。
- 事前の導入手続（利用申請）を行った施設数：
46,028施設（病院1,102、医科診療所17,805、歯科診療所10,161、薬局16,960）（3/19時点）
- システム・運用面で、これまで大きなトラブルなく概ね順調に稼働。



導入施設からの主な指摘事項

- 導入施設からは、電子処方箋システム上の更なる改善や機能拡充について要望をいただいている。
- 本日は、①リフィル処方箋、②口頭同意による重複投薬・併用禁忌に該当する過去の薬剤情報の取得、③院内処方への検討状況、について報告。

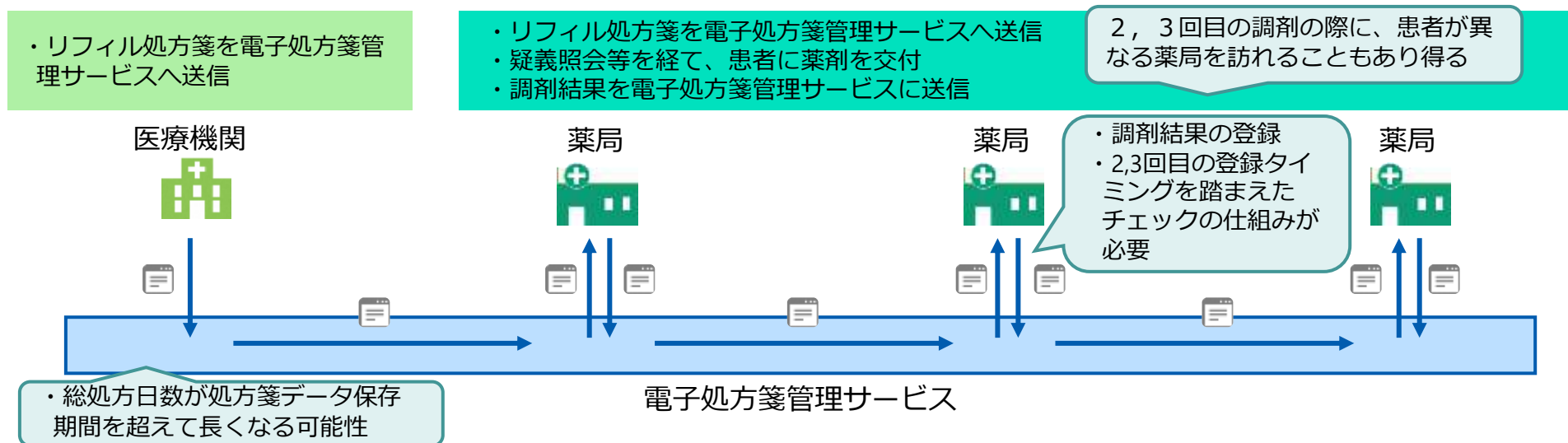
主な指摘事項

- ✓ リフィル処方箋への対応
- ✓ 患者の本人同意が得られない場合、重複投薬等チェックで検知した際、過去の薬剤情報を患者から逐一聞き出す必要があるため、患者からの口頭同意をもって過去の薬剤情報を開示可能とする仕組みの導入
- ✓ 院内処方への対応
- ✓ JAMIの標準用法規格を参考にして作成した電子処方箋の用法マスタで不足する用法に関する医療現場の実態に合わせたコードの追加や、電子処方箋をきっかけにした標準化の推進
- ✓ 医薬品コードと共に登録する医薬名について、多少の表記ゆれがあっても柔軟に登録可能な仕組みの導入
- ✓ 電子版お薬手帳アプリについて、電子処方箋とAPI連携できるよう早期の対応
- ✓ トレーシングレポートなど、電子処方箋以外の薬剤師側からの情報連携の電子化 等

電子処方箋システムでのリフィル処方箋対応

- 令和4年度に開始したリフィル処方箋は、現状、電子処方箋では非対応であり、紙の処方箋で運用中。
- リフィル処方箋における、①長期処方（データ保存期間）、②異なる薬局での調剤の可能性、③複数回の調剤結果の登録や処方内容と異なる調剤の可能性、に対応可能な仕組みとする必要がある。このため、以下の観点を踏まえた対応を行う。
 - ① 医療機関等のデータ取得・参照可能期間（現行では最大100日）の柔軟化
 - ② 前回の調剤年月日等のリフィル処方箋の制度上求められる情報の登録
 - ③ リフィル処方箋に合わせた重複投薬等チェックの仕組みの導入
- 今秋を目途に、運用主体である電子処方箋管理サービス側の改修を行うとともに、技術解説書を改訂し、各施設での追加改修を順次可能とする予定。
- 導入時には、既に運用開始施設もあることから、医療現場に過度な負担がかからないよう、(1)特定地域で先行実証、(2)対応施設の周知方法、(3)他のシステム改修等に配慮した導入期間の設定 等について今後検討。

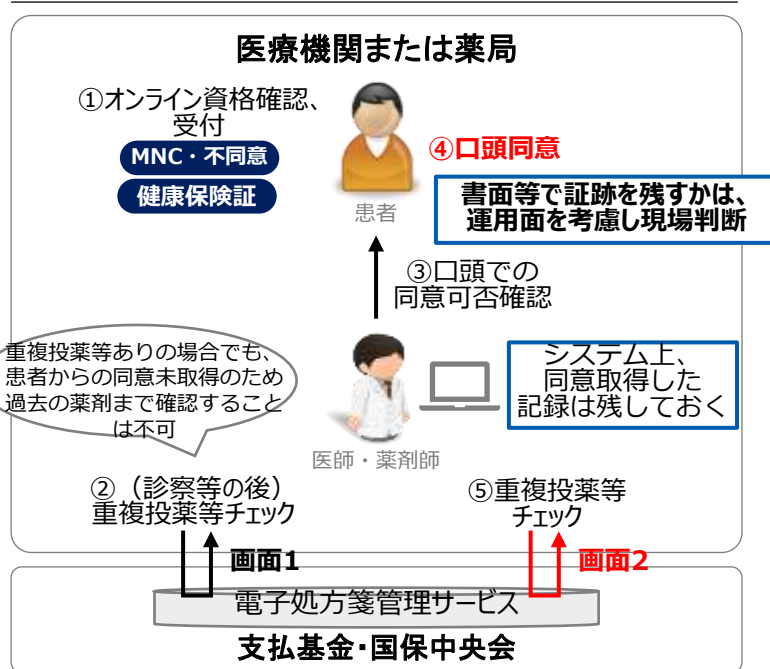
<運用フロー（患者が電子処方箋を選択し、総回数3回のリフィル処方箋が発行される場合）>



口頭同意による重複投薬等チェック結果の取得

- 現状、患者の同意有無に関わらず、重複投薬等チェックを実施しており、検知した場合の結果も表示。他方、重複投薬等に該当する過去の薬剤情報については、同意を得た場合のみ表示（右下図）。
- 個人情報保護を前提に、現場負担の軽減と医療安全性を高めるため、①オンライン資格確認端末で患者が不同意を選択した場合や、②オンライン資格確認端末上での同意をとることができない保険証での受診時においても、診察室等で患者が口頭同意を行った場合は、対象薬剤を表示できるよう改める。
- 今春頃に技術解説書を改訂し、各施設でシステム改修可能とする予定。併せて、患者向け周知広報も実施予定。

口頭同意を取得する流れ



口頭同意前後の画面（イメージ）

画面1（口頭同意前）

表示範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 院内チェック <input type="checkbox"/> 電子処方箋チェック (<input type="checkbox"/> 自院分 <input type="checkbox"/> 他院分)		チェック結果を確認の上で投薬する場合は、投薬理由コメントを入力してください。				
チェック処理	メッセージ分類	処方薬剤	チェック対象薬剤		メッセージ	
			薬剤名	施設名		
電子処方箋	併用禁忌チェック	アスラカリアム錠300mg	過去の薬剤を確認できない	血清加カウム値の上昇のおそれがある		
※チェック対象薬剤を表示する場合は、患者から同意を取得してください。					OK	キャンセル

画面2（口頭同意後）

表示範囲 <input checked="" type="checkbox"/> 院内チェック <input type="checkbox"/> 電子処方箋チェック (<input type="checkbox"/> 自院分 <input type="checkbox"/> 他院分)		チェック結果を確認の上で投薬する場合は、投薬理由コメントを入力してください。				
チェック処理	メッセージ分類	処方薬剤	チェック対象薬剤		メッセージ	
			薬剤名	施設名		
電子処方箋	併用禁忌チェック	アスラカリアム錠300mg	過去の薬剤を確認できるようになる	血清加カウム値の上昇のおそれがある		
					OK	キャンセル

(※) 口頭同意を取得したことの証跡については、現場の運用負担も考慮し、書面等によって証跡を残すことは必須とはせず、医療機関等のシステムにおいて、口頭同意を取得した旨の記録を残すことを検討する。電子処方箋管理サービス側では、同意取得方法が顔認証付きカードリーダーによるものか、口頭によるものかは管理せず、あくまで同意があるかないかによって返却する情報を変えることとする。

院内処方への対応

- 現状、電子処方箋管理サービスは院外処方箋のみが対象であり、網羅的に患者の薬剤情報をカバーするためには、お薬手帳アプリ等による院内処方時の薬剤情報等の情報補完が必要。

(参考) 院外処方率：78.3% (R3) (出典) 令和3年社会医療診療行為別統計の概況

- 院内処方の割合が高い医療機関からは、入院時の薬剤情報の閲覧や院内処方分を含めた重複投薬等チェックを実施できるようにすることで利便性が一層高まるとの期待がある。診療所や薬局側からは、退院時処方情報が閲覧できれば、退院後の患者フォローアップにも有用であるとの指摘もある。
- 電子処方箋の院内処方への機能拡充を検討していくにあたり、現時点では以下の論点も考えられるため、関係部局と連携しながら取り組む。
 - ・ 院内処方の法令上の位置づけの整理
 - ・ 対象とする院内処方の範囲
 - ・ 電子カルテの3文書6情報に院内処方情報が一部含まれるため、WGで検討中の電子カルテ情報交換サービス（仮称）との関係整理
 - ・ 電子カルテ未導入施設への対応